

No. 25

制 度 名	水道普及促進支援事業	主管課名	水政課 水道広域化推進室					
		問合せ先	029-301-3431					
目的・趣旨	新たに水道に加入する世帯が支払う水道加入経費の減免・補助を行う水道事業体（市町村等）に対し支援を行い、水道事業の安全、強靱、サービス持続の実現に寄与する。							
〔対象団体〕 市町村及び一部事務組合 〔対象事業〕 各水道事業体が実施している水道加入経費の減免・補助事業 〔補助要件等〕 （1）水道事業体において、水道加入経費の減免・補助制度の実施・拡充又は令和 3 年度以降新規に当該制度を新設し、係る規則、要綱要領等を策定していること。 （2）（1）の制度が、新たに水道加入し、かつその目的が生活利用のものを対象としていること。 〔対象経費〕 水道加入に係る必要な経費に対する水道事業体の減免・補助実施に係る経費 〔補助限度額等〕 上限 3 万円／1 世帯あたり 〔経費負担割合〕								
区 分		国	県	市町村	その他			
水道加入に係る経費に対する減免又は補助		—	10/10	—	—			
〔令和 7 年度当初予算額〕 262, 770 千円		〔令和 7 年度補助対象団体〕 30 団体（予定）						
〔備考〕								